

令和元年第2回にかほ市議会臨時会会議録（第1号）

1、令和元年5月16日第2回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	藤 谷 博 之	次	長 加 藤 淳 子
班 長 兼 副 主 幹	須 田 益 巳	主	査 阿 部 郁 美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
-----	---------	-------	---------

教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 春
企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	佐々木 俊 哉	市 民 福 祉 部 長	阿 部 聖 子
農 林 水 産 建 設 部 長	土 門 保	商 工 観 光 部 長	佐 藤 豊 弘
教 育 次 長	齋 藤 一 樹	ガ ス 水 道 局 長	佐々木 善 博
消 防 長 ・ 消 防 署 長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	渋 谷 憲 夫
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	税 務 課 長	山 田 克 浩
総 合 政 策 課 長	齋 藤 稔	ま ち づ くり 推 進 課 長	佐 藤 喜 仁
商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸	市 民 課 長	佐々木 明 美
福 祉 課 長	三 浦 純	農 林 水 産 課 長	佐 藤 正 之
建 設 課 長	竹 内 千 尋	管 理 課 長	今 野 雄 志
事 業 課 長	佐々木 宏 和		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和元年5月16日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第2号 平成30年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第4 議案第43号 にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）
- 第5 議案第44号 にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）
- 第6 議案第45号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）
- 第7 議案第46号 平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）
- 第8 議案第47号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）
- 第9 議案第48号 平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）
- 第10 議案第49号 平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第9号）
- 第11 議案第50号 企業立地用地造成工事請負契約の締結について
- 第12 議案第51号 物品の取得について

第13 議案第52号 財産の処分について（ガス事業に係る財産）

第14 議案第53号 財産の処分について（水道事業に係る財産）

第15 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和元年第2回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、13番佐々木春男議員、14番佐々木敏春議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長長の報告を求めます。10番宮崎信一議会運営委員長。

【議会運営委員長（10番宮崎信一君）登壇】

●議会運営委員長（宮崎信一君） おはようございます。

去る5月9日に議会運営委員会を開催し、本日の臨時会及びその他について協議しておりますので、内容を報告いたします。

本日の議案は、配付されているとおり報告第2号平成30年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての報告1件、議案第43号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）から議案第53号財産の処分について（水道事業に係る財産）までの議案11件、計12件でございます。

議案第51号は物品の議決事案で、議案第50号の工事請負契約、議案第52号、議案第53号の財産処分につきましては、説明会等で説明を受けている事案でございます。また、それ以外につきましては、法改正などへの対応、年度末の決算見込みの調整等の報告及び承認事案となっております。

以上のことから、会期は本日1日限りとし、議案を委員会付託せず、本会議において提案理由の説明、議案質疑、討論、採決を行うこととして、議会運営委員会で決定をしております。また、その他協議案件は、会議規則の申し合わせの改正等の確認をし、本日の会議、本会議終了後の議会全員協議会で再度確認することにしております。以上です。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。本日提出されている議案第43号から議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、報告第2号平成30年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての報告1件、日程第4、議案第43号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）から日程第14、議案第53号財産の処分について（水道事業に係る財産）までの議案11件、計12件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの報告及び提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めましておはようございます。

それでは、本日の臨時議会をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、各議案についての要旨を説明させていただきます。

初めに、報告第2号平成30年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてです。

象潟町関字大道地内における国発注の一般国道7号遊佐象潟道路事業が工期変更により繰越になりましたので、水道事業会計においても支障となる水道管の入れ替え工事を国に合わせて予算の繰越をしながら行うことについて、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

続いて、議案第43号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）についてです。

これについては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、所要の整備を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

続いて、議案第44号にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）についてであります。

租税措置法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、所要の整備を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づいて報告し、承認を求めるものであります。

議案第45号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）についてであります。

これにつきましても前号と同様であり、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、所要の整備を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づいて報告し、承認を求めるものであります。

続いて、議案第46号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）についてです。

平成31年3月29日付で専決処分した平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について、承認を求めるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,514万8,000円を減額し、総額をそれぞれ142億6,985万7,000円とするものであります。

補正の主な内容は、3月補正予算成立後の事業費等の確定による調整が主なもので、歳入では、交付額の確定により地方消費税交付金6,158万4,000円、自動車取得税交付金554万1,000円、地方交付税2億971万4,000円を増額しております。

基金繰入金については、みらい創造基金、地域振興基金等からの繰入金で、事業の完了による財源調整により行うものであります。

市債については、事業完了に伴う事業費の確定によるものです。

また、歳出では、基金繰入額や市債の確定による財源調整と事業費の確定等によるものであります。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入では財政調整基金繰入金3億1,881万5,000円を減額しております。

議案第47号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）についてです。

平成31年3月29日付で専決処分した平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）について承認を求めるもので、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,888万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ27億9,888万6,000円とするものであります。

主な補正の内容については、3月補正予算成立後の事業費等の確定による調整が主なものであり、歳入では、収納額の確定見込みにより国民健康保険税811万3,000円を増額し、県支出金の交付額の確定により保険給付費等交付金の普通交付金9,316万9,000円を減額、さらには特別交付金2,699万円を増額しております。

また、歳出では、事業費の確定による保険給付費を増額あるいは減額しているという内容であります。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳出で財政調整基金積立金2,814万3,000円を増額しております。

議案第48号平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）です。

これについても、平成31年3月29日付で専決処分した平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての承認を求めるものであり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ204万5,000円を増額し、予算の総額をそれぞれ3億996万9,000円とするものであります。

主な補正の内容については、3月補正予算成立後の保険料収入額の確定見込みによる調整であります。

議案第49号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第9号）についてであります。

これについても、平成31年3月29日付で専決処分した平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）についての承認を求めるものであります。

補正の主な内容については、これまた3月補正予算成立後の事業費の確定による歳入予算の調整であり、歳入において事業費の確定による市債を増額し、一般会計繰入金を減額しているものであります。

続いて、議案第50号企業立地用地造成工事請負契約の締結についてであります。

提案理由につきまして、契約の目的については企業立地用地造成工事を実施するもので、契約の方法は指名競争入札であり、契約の相手方は三共株式会社であります。金額については2億207万円で契約を締結しようとするものであります。

議案第51号物品の取得について。

契約の目的については、職員が使用するパソコン200台を購入するものであります。契約の方法は随意契約、契約の相手方については東光コンピュータ・サービス株式会社にかほ営業所であります。金額は2,214万円で契約を締結しようとするものであります。

続いて、議案第52号財産の処分について（ガス事業に係る財産）についての提案理由を説明いたします。

令和2年4月1日に予定している本市ガス事業の譲渡に伴い、ガス事業の財産を処分しようとするものであります。

内訳については、土地建物などの固定資産と現金預金を除く流動資産であります。事業の譲渡先については静岡県焼津市に本社がある東海ガス株式会社で、譲渡額については流動資産を除く税抜き額で14億円、このうち8,000万円を水道事業会計分として配分しております。

議案第53号について、財産の処分について（水道事業に係る財産）についての提案理由を説明をさせていただきます。

本市ガス事業の譲渡において、譲渡先がガス水道局を拠点とし事業継承することから、水道事業の財産を処分しようとするものであります。

内訳については、ガス水道局構内の局庁舎や車庫など、譲渡額の中から8,000万円が配分されることとなります。

以上、議案の要旨について御説明をさせていただきました。内容の補足については担当の部課長が行いますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。以上です。

●議長（佐藤元君） これから担当部長から補足説明を行います。

初めに、報告第2号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐々木善博君） それでは、報告第2号平成30年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてにつきまして補足説明をいたします。

議案綴りの1ページ、2ページをお願いいたします。

この工事は、現在施工しております一般国道7号遊佐象潟道路事業、高規格道路でございますけれども、支障となる水道管の入れ替え工事を行うものでございます。工事場所は象潟町関字大道地内で、県道象潟矢島線の仮設道路内に水道管を仮設するものでございます。国発注の一般国道7号遊佐象潟道路事業の工期変更による繰越に合わせ、水道事業会計においても予算の繰越を行うものであります。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第43号から議案第45号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、初めに議案第43号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）につきまして補足説明を申し上げます。

平成31年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環をより確かなものとし、地方創生を推進する等の観点から地方税制の改正が行われ、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、にかほ市税条例についても改正する必要があるため専決処分をしたものでございます。

主な内容でございますが、一つとして、ふるさと納税制度の見直しにより、地方公共団体に対する寄附に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入等、二つ目として、消費税率引き上げに伴う住宅ローン控除期間の拡充等、三つ目として、環境への賦課の少ない自動車を対象とした軽自動車税のグリーン化特例（軽課）でございます。措置等の見直しでございます。

なお、改正箇所が多岐にわたるため、特に重要と思われる部分についてのみの御説明とさせていただきますとともに、説明の都合上ページが前後いたしますので、あらかじめ御了承願います。

また、事前に配付をさせていただいております議案第43号（専決第3号）資料及び議案第43号（専決第3号）参考資料、2枚綴りになってございます。これに基づきまして御説明をさせていただきます。

初めに、にかほ市税条例の一部改正第1条の個人住民税にかかわる改正につきまして御説明をさせていただきます。

議案綴りの5ページ、配付資料は1枚目の上段、第34条の7（寄附金税額控除）改正関係の1、ふるさと納税の健全な発展に向けた制度の見直しをご覧ください。

最初に、ふるさと納税制度の見直し関係については、改正条文の1行目から3行目までの第34条の7、寄附金税額控除ですが、11行目から12行目までの附則第7条の4、これは寄附金税額控除における特例控除額の特例でございます。それから、13行目から18行目までの附則第9条、これについては個人の市民税の寄附金税額控除額に係る申告の特例等及び19行目から20行目までの附則第9条の2の改正規定については、ふるさと納税の健全な発展に向けた制度の見直しで、特例控除額の控除対象となる寄附金について、総務大臣が指定する都道府県等、これは都道府県、市町村または特別区になり

ますが、これに対する寄附金を特例控除対象寄附金とするものです。

資料中段にございます、①として、寄附金の募集を適正に実施すること。②として、都道府県等が個別の寄附金の需要に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額が、いずれも当該寄附金の額の100分の30に相当する金額以下にすること。③として、都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品または提供される役務その他これらに類するものとするなど、の基準を設けたことにより、特例控除対象寄附金の特例関連規定の整備を行うものでございます。

次に、配付資料中段、附則第7条の3の2、改正関係の1、住宅ローン控除期間の拡充、参考資料の軽自動車税の車種の税率について、これは2枚目になります。これも一緒にご覧をいただきたいと思っております。

改正条文の4行目から10行目までの附則第7条の3の2の改正規定については、住宅借入金等特別税額控除期間の拡充で、その適用を平成45年度分まで2年間延長するものでございます。また、その適用については、議案綴りの10ページのかほ市税条例の一部改正第2条の1行目の第36条の2、これは個人市民税の申告の改正規定でございますが、納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があることなどの要件を不要とし、平成32年1月1日から施行するものでございます。

続いて、軽自動車税関連について御説明をいたします。

議案綴りの8ページ、配付資料の下段、附則第16条、軽自動車税の税率の特例、改正関係の1、軽自動車税のグリーン化特例の見直し、それから2枚目の参考資料、軽自動車税の車種と税率について、これもあわせてご覧いただきたいと思っております。

改正条文の下から9行目から9ページの下から9行目までの附則第16条、これは軽自動車税の税率の特例の改正規定についてでございますが、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について3段階で改正するもので、平成17年度までに新規登録後14年を経過した3輪以上の軽自動車について、税率を重くする経年車重課の特例措置を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の税率を軽減するグリーン化特例（軽課）措置を削除するものでございます。

また、第2条の改正では、議案綴りの12ページ、改正条文の7行目から13ページ、改正条文の下から13行目までとなりますが、第1条の改正で、重課及び経過措置に改正したことに伴い、重課を平成32年度以降にも適用させるための規定の整備や平成32年度分及び平成33年度分の軽課規定を新設するもので、平成31年10月1日からの施行とするものでございます。

さらに第3条の改正では、議案綴りの14ページ、改正条文の10行目から18行目までとなりますが、平成34年度分及び平成35年度分の軽課対象を電気軽自動車や天然ガス軽自動車に限定した上で新設するもので、平成33年4月1日から施行するものでございます。

重課の税率については、参考資料、軽自動車税の車種と税率について、2枚目でございますが、この中段の表に4輪以上及び3輪の軽自動車、このとおり車種区分ごとに5段階となりまして、軽課の税率については下段の表、グリーン化特例（軽課税率）についてのとおり車種区分ごとの標準税率の概ね100分の75、100分の50、100分の25を軽減するものでございます。

次に、にかほ市税条例等の一部改正第2条の個人市民税にかかわる改正につきまして御説明をさせていただきます。

にかほ市税条例の一部改正第1条で御説明をいたしましたが、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の申告書記載事項の簡素化を図るため、議案綴りの10ページの第1行目から6行目までの第36条の2の改正規定については、納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とするものでございます。

次に、議案綴りの11ページをご覧ください。

下から8行目の附則第15条の2の2、これは軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例でございますが、この改正規定については、附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税、これを新設したことによる条ずれをさせるものでございます。

続いて、配付資料の議案第43号（専決第3号）資料の裏面になります。1枚目の裏面になります。第2条による改正関係、上段の附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税新設関係の1、軽自動車税の環境性能割の臨時的非課税措置をご覧ください。

下から5行目の附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税の新設規定については、軽自動車税の環境性能割の臨時的非課税措置でございまして、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの1年間、これは特例期間でございますが、これに環境への負荷の低減に著しく資する3輪以上の常用自家用の軽自動車を取得した場合、環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定を新設するものでありまして、平成31年10月1日から施行するものでございます。

次に、議案綴りの12ページをご覧ください。

2行目から6行目までの附則第15条の6、これは軽自動車税の環境性能割の税率の特例でございますが、第3項の新設規定につきましては、特例期間、平成31年10月1日から平成32年までの間に常用自家用の軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率を100分の2から100分の1に1%減とする臨時的軽減の規定を新設するもので、平成31年10月1日から施行するものでございます。

なお、減収分については、全額国費で補てんされるものでございます。

次に、にかほ市税条例の一部改正第3条の個人市民税にかかわる改正につきまして御説明をいたします。

議案綴りの14ページ、配付資料の議案第43号（専決第3号）資料の裏面の下段、第3条による改正関係、第24条改正関係、個人の市民税の非課税の範囲の1、個人市民税の非課税措置をご覧ください。

9行目の第24条、個人市民税の非課税の範囲でございますが、第1項第2号の改正規定については、児童扶養手当の支給を受けている父または母のうち、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者を単身児童扶養者、合計所得金額が130万円を超える場合を除きますが、それを非課税措置の対象に追加するものでございます。

次に、にかほ市税条例等の一部改正第3条の軽自動車税にかかわる改正につきまして御説明をいたします。

第1条での改正で御説明をいたしましたが、第3条の改正では、議案綴りの14ページ、改正条文の10行目から18行目までの附則第16条となりますが、平成34年度分及び平成35年度分の軽減対象を電

気自動車や天然ガス軽自動車に限定した上で新設し、平成33年1月1日に施行するものでございます。

次に、にかほ市税条例の一部改正第4条の軽自動車税にかかわる改正につきまして御説明をいたします。

議案綴りの15ページをご覧ください。

8行目から14行目までの附則第16条の改正規定については、軽自動車税の重課について、平成31年度以後の年度分からも適用させるための規定を整備するものでございます。

次に、にかほ市税条例等の一部改正（平成30年度にかほ市条例第15号）第5条につきまして御説明をいたします。

15ページの下から8行目から16ページの下から10行目までの第1条のにかほ市税条例第48条第1項の改正規定に第13項から第17項を追加するものでありまして、内国法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の猶予措置を整備するものでございます。

最後に、にかほ市税条例等の一部を改正する条例の附則関係につきまして御説明をいたします。

議案綴りの16ページをご覧ください。

下から5行目の第1条は施行期日を定めるもので、原則平成31年4月1日から施行するものです。

第2条は市民税、第3条は改正後の平成32年新条例の適用要件、第4条は平成33年度以後の年度分の個人市民税、第5条は固定資産税、第6条及び第7条並びに第8条は軽自動車税等の経過措置等を規定するものでございます。

なお、その他の改正につきましては、他の法令等の改正による条文中の引用条項等の追加・修正等、さらには総務省自治税務局長からの通知において条例等から削除することが望ましいとされた規定の削除並びに規定の削除・追加による規定の繰り上げ・繰り下げ等の改正でございます。

以上で議案第43号の補足説明といたします。

引き続きまして、議案第44号にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）につきまして補足説明を申し上げます。

議案綴りの22ページをご覧ください。

このたびの条例改正につきましては、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が3月29日に公布され、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の適用期限が平成33年3月31日まで2年間延長されたことに伴いまして、条例の第2条中に規定しております「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改正するものでございます。

なお、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第44号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第45号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）につきまして、一緒に配付をさせていただいております議案第45号（専決第5号）資料に基づき補足説明を申し上げます。

今回の改正内容についてでございますが、賦課限度額の引き上げ及び5割軽減及び2割軽減対象世帯に係る軽減判定所得の引き上げ等の2点となりますが、平成31年度の税制改正大綱を受けまして国民健康保険法施行令の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されることに伴い改正するものでございます。

それでは、議案綴りの25ページをご覧ください。また、配付資料に見直しされる制度の内容を掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

初めに、配付資料の上段の第2条改正関係（課税限度の改正）をご覧ください。

改正条文の1行目の第2条第2項の課税限度額の引き上げの改正内容でございますが、国民健康保険税はいわゆる国民健康保険に要する費用に充てる医療分基礎課税部分、後期高齢者医療保険に支援金等に要する費用に充てる部分、介護保険の納付金に要する費用に充てる部分、それぞれの合算額となっており、それぞれに課税限度額が設けられております。

今回の改正でございますが、医療分基礎課税額の限度額を3万円引き上げ「58万円」から「61万円」とするものでございます。

なお、後期高齢者支援金等課税額は19万円、介護保険納付金課税額は16万円、いずれも現行のままとなっております。

次に、改正条文の2行目から3行目までの第23条の改正については、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の見直しでございます。

本市の国民健康保険税は、応益割、被保険者均等割と応能割、所得割の合計額によって課税されておりますが、保険税負担能力が特に不足している被保険者、低所得者の方々でございますが、これを救済するため、世帯主と被保険者の人数や世帯の所得が一定額以下の場合には、応益割、均等割の部分の保険税について、7割、5割、2割軽減を行っているものでございます。具体的には、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、配付資料の中段でございます第23条改正関係（5割及び2割軽減判定所得の算定方法の改正）、この表のとおり7割軽減についての変更はございませんが、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の人数に乗ずるべき金額を「27万5,000円」から「28万円」に5,000円引き上げるものでございます。また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においても、被保険者の人数に乗ずるべき金額を「50万円」から「51万円」に1万円引き上げるものでございます。これによりまして、軽減措置の対象世帯数は増加するものと見込んでおります。

なお、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第45号の補足説明といたします。

補足の説明は以上でございます。

- 議長（佐藤元君） 次に、議案第46号について、企画調整部に関することは企画調整部長。
- 企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、議案第46号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）の企画調整部関係の主な内容につきまして補足説明いたします。

なお、補正内容といたしましては、事務事業等の確定に伴います精算などが主な理由となってい

るところでございます。

それでは、予算書の6ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

追加といたしまして、6款3項水産業費の水産物供給基盤機能保全事業負担金217万7,000円と漁村再生交付金事業負担金24万5,000円、この2点でございますが、いずれも県事業に対します負担金でございます。年度内完成が困難となったため翌年度へ繰り越しするものでございます。

その下、7ページをご覧ください。

第3表の地方債補正でございます。

変更につきましては、対象事業費の確定によりまして7ページ上段の高齢者支援事業から8ページの凍上災害道路復旧事業までの14件、こちらの借り入れ限度額を事業費の変更に伴いまして限度額を変更するものでございます。

8ページの下段になります。

廃止につきましては、心身障害者住宅整備資金からひとり親家庭等住宅整備資金までの3件、いずれも年度内に借り入れがなかったことから廃止するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

初めに、2款1項1目1節地方揮発油譲与税402万6,000円及び2項1目1節自動車重量譲与税347万7,000円は、国からの交付額の確定によりましてそれぞれ増額補正したものでございます。

続いて12ページをお願いいたします。

下段になります。9款1項1目1節地方交付税の特別交付税2億971万4,000円は、当初予算で2億円を計上してございましたが、平成30年度の交付額が4億971万4,000円に確定したことによりまして差額を増額するものでございます。

続いて14ページをお願いいたします。

16款1項1目1節一般寄附金318万8,000円は、ふるさと納税の実績に伴う増額でございます。これによりまして、平成30年度のふるさと納税の実績は、件数で2,202件、金額で3,818万8,000円となっております。

次の17款2項1目1節財政調整基金繰入金3億1,881万5,000円の減額は、歳入歳出の調整によりまして減額するもので、本補正後の財政調整基金の残額は、前年度同期比で7,187万4,000円少ない22億8,436万5,000円となっております。

その下、3目1節みらい創造基金繰入金100万3,000円の増額、4目1節地域振興基金繰入金706万7,000円の減額は、それぞれ充当しておりました事業が確定したことにより増減するものでございます。

下段の20款1項市債につきましては、第3表の地方債補正で説明したとおり、それぞれの起債事業の変更及び廃止に伴う補正となっております。起債の総額は15ページ下段の計欄のとおり、1,910万円の減額によりまして15億3,266万7,000円となっております。

続いて歳出の補正内容について御説明申し上げます。

16ページ上段になります。

2款1項11目25節みらい創造基金積立金318万8,000円につきましては、平成30年度のふるさと納税額が確定したことから既定予算との差額を補正するものでございます。

企画調整部関係の補足説明は以上になります。

●議長（佐藤元君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐藤正春君） それでは、総務部関係の主な補正内容につきまして補足説明を申し上げます。

初めに、歳入につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の11ページの上段をご覧ください。

1款4項1目1節市たばこ税の現年課税分420万9,000円の増額につきましては、予算現額と実績額の差額分を増額するものでございます。

次に、同じく11ページの下から2段目の3款1項1目1節利子割交付金6万1,000円の減額並びにその下段の4款1項1目1節配当割交付金74万4,000円の増額、また、次のページになります、12ページ上段やや下の5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金227万円の増額及びその下段の6款1項1目1節地方消費税交付金6,158万4,000円の増額並びにその下段の7款1項1目1節自動車取得税交付金554万1,000円の増額につきましては、県からの交付額の確定によりそれぞれ増額及び減額するものでございます。

次に、16ページ以降の歳出の補正についてでございますが、一般会計予算全般にわたりまして一般職の給料、時間外手当や一般職退職手当事業負担金及び消防職員の特殊勤務手当や時間外勤務手当を3月補正可決後の確定見込みによりまして減額するものでございます。

総務部関係の補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、市民福祉部関係の主な内容について補足説明申し上げます。

予算書の方は13ページ中段をご覧ください。

歳入でございます。14款2項2目民生費県補助金4節医療給付費補助金220万円の減額は、福祉医療費補助金分として県補助対象額が確定したことにより減額するものでございます。

続きまして歳出です。

17ページをご覧ください。

3款1項社会福祉費及び2項児童福祉費のそれぞれ21節貸付金150万円の減額は、利用申し込みがなかったことにより減額するものでございます。

3款4項2目保健医療費20節扶助費580万円の減額は、3月末までの支払確定により減額するものでございます。

市民福祉部関係の補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、商工観光部関係の補足説明を申し上げます。

初めに、歳入、13ページでございます。

13款2項4目国庫支出金の商工費国庫補助金、それからその下段、県支出金の14款2項5目商工費県

補助金に関しましては、3月議会でも御説明いたしましたが、にかほ市桂坂の廃止石油坑井封鎖事業に関しまして、調査業務が困難を極めたために改めて平成31年度に工事をするということで、歳入の方を減額してございます。

同じ理由で歳出の18ページから19ページにかけまして、商工費の商工総務費の中にごございます同じく廃止石油坑井封鎖事業に関する委託料と工事費、こちらを減額してございます。

補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） それでは、農林水産建設部所管部分の補足説明をいたします。

補正予算書は13ページをお開きください。

歳入です。一番下にごございます14款3項6目土木費委託金、道路除雪委託金の155万3,000円の増額につきましては、県道の除雪に係る委託金につきまして精算変更契約により増額いたします。

19ページをお願いいたします。

歳出です。8款2項5目除雪費、一番下でごございます13節委託料2,000万円の増額を2月1日に専決処分しておりますが、それ以降の降雪が少なかったことによりまして1,200万円を減額いたします。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第47号及び議案第48号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（阿部聖子君） それでは、議案第47号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）及び議案第48号平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）につきましては、先ほど市長が申し上げたとおりでございますので補足説明はございません。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第49号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 議案第49号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第9号）につきましては、先ほど市長が申し上げたとおりでございまして補足説明はございません。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第50号について、商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、議案第50号企業立地用地造成工事請負契約の締結について補足説明申し上げます。

議案綴りは30ページでございます。

株式会社プレステージ・インターナショナルの立地に伴います企業立地用地造成工事は、お手元の資料1枚目にありますとおり、市内建設業の土木格付A6社による指名競争入札を4月24日に執り行い、入札の結果、三共株式会社が2億207万円で落札いたしました。

工事の概要に関しましては、お配りしております資料の2枚目の図面にありますように、造成面積3ヘクタール、盛土工4万600立米で、工期は令和元年12月16日としております。その後の日程としましては、開発行為の検査を経て、令和2年度分のオフィス建設となる予定でございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、議案第51号について、企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、議案第51号物品の取得について補足説明を申し上げます。

議案書は31ページになります。

この議案につきましては、職員が文書や資料の作成あるいは保存のための一般事務用として使用しておりますパーソナルコンピューターを200台購入しようとするものでございます。現在使用しているパソコンにつきましては、平成23年に購入したものが主なものでございまして、既に8年が経過しており、OSのウィンドウズ7のサポートが2020年1月で終了することから、このたび更新しようとするものでございます。

購入しようとする機器の概要といたしましては、ノートパソコンが195台、デスクトップ型パソコンが5台の合わせて200台となりまして、マイクロソフトのオフィス2019などのインストールあるいは設定作業を行った上、すぐに職員が使用できる状態で納品いただく予定でございます。

主な仕様といたしましては、OSがウィンドウズ10のプロフェッショナル、CPUがコアのi3、メモリは4ギガビット、ハードディスクを500ギガビットとしているところでございます。

また、契約の方法は随意契約でございますが、これは4月24日に入札を実施したものの落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第8号の規定に基づいて随意契約に手続を移行したもので、入札におきまして最低価格で応札された事業者に再度見積もり依頼したところ予定価格を下回る見積もりの提出があったことから、議案書記載のとおり契約の相手方を市内の東光コンピュータ・サービス株式会社にかほ営業所と、消費税込みで2,214万円で契約しようとするものでございます。納期は本年9月末日としているところでございます。

なお、今回の更新に伴い不要となるパソコンの処分にあたりましては、記録データの消去処理方法の適正さを含めまして、より高い値で買い取っていただける事業者への売却処理とする予定でございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 暫時休憩します。再開を11時10分とします。

午前10時59分 休 憩

午前11時09分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第52号及び議案第53号について、ガス水道局長の説明を求めます。

●ガス水道局長（佐々木善博君） それでは、私の方から議案第52号財産の処分について（ガス事業に係る財産）につきまして補足説明をいたします。

議案綴り32ページをお願いいたします。

この議案につきましては、ガス事業の譲渡に伴い、ガス事業の財産を処分しようとするものでございます。

初めに、処分する財産でございます。

土地につきましては、ガス水道局にあります製造設備及び供給設備並びに業務用設備用地、合わせて5,085.46平方メートルを処分するものであります。それから、黒川地区にあります都市ガス製造所製造設備用地3,686.53平方メートルを処分するものであります。そして、平沢地区にありますガバナー室用地28.33平方メートルを処分するものでございます。

次に、建物につきましては、黒川地区の都市ガス製造所の管理室及びガス水道局第2事務所や機材収納倉庫などを処分するものであります。

次に、構築物につきましては、黒川地区の都市ガス製造所の防火水槽や門扉フェンス及びガス水道局のステンレス製門扉並びに象潟ガス供給所のガスホルダーなどを処分するものでございます。

次に、機械装置につきましては、黒川地区の都市ガス製造所の自家発電装置及びガス水道局のガスホルダー並びに象潟ガス供給所の末端ガス圧力監視装置などを処分するものでございます。

次に、導管につきましては、市内の輸送導管及び供給用導管、合わせて13万9,125メートルを処分するものであります。

次に、ガスメーターにつきましては、公共施設などに取りつけております大型ガスメーターを処分するものであります。

次に、工具器具及び備品につきましては、会計システムやガス導管マッピングシステムなどを処分するものであります。

議案綴り33ページをお願いします。

次に、ガス事業に使用する電子方式での帳簿等のデータを相手方に提供するものであります。

次に、その他ガス事業の用に供する資産を処分するものであります。

最後に、流動資産（現金及び預金を除く。）を処分するものであります。

次に、処分予定価格につきましては、流動資産を除く資産の譲渡価格は13億2,000万円と、そのうち土地以外の譲渡価格に消費税相当額を加えた金額となります。

また、流動資産の譲渡価格は、令和2年3月31日時点での価格とするものでございます。

この譲渡金額の処理及び精算につきましては、今年の3月8日の議員説明会で説明した内容が一部変更になりましたので、ここで御説明を申し上げたいと思います。

当初は今年度中にガス事業会計で精算する考えでございましたが、ガス事業を民間に譲渡した自治体の前例を踏襲し、翌年度の令和2年度にガス事業清算特別会計で処理することにいたしました。このため、今年の3月28日に締結しました仮契約書を東海ガス株式会社の了解のもとに譲渡価格の支払期限を「2020年3月10日」から「2020年5月31日」に変更する契約を、先月の4月26日付で締結しておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、処分年度につきましては、令和2年度であります。

最後に、処分の相手方につきましては、静岡県焼津市塩津74番地3、東海ガス株式会社 代表取締役社長 植松章司様でございます。

次に、議案第53号財産の処分について（水道事業に係る財産）につきまして補足説明をいたします。

議案綴り34ページをお願いします。

この議案につきましては、ガス事業の譲渡に伴い、水道事業の財産を処分しようとするものでございます。

初めに、処分する財産でございますけれども、事務所用建物一式となっておりますけれども、内訳はガス水道局庁舎及び車庫などを処分するものでございます。

次に、処分予定価格につきましては、8,000万円に消費税相当額を加えた金額となります。また、譲渡金額の処理及び清算につきましては、令和2年度の水道事業会計で清算することになりますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、処分年度は令和2年度であります。

最後に、処分の相手方は、ガス事業と同じく東海ガス株式会社 代表取締役社長 植松章司様でございます。

補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第2号平成30年度にかほ市水道事業会計予算繰越計算書の報告についての報告1件、議案第43号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）から議案第49号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第9号）までの議案7件、計8件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで報告第2号の報告1件、議案第43号から議案第49号までの議案7件、計8件についての質疑を終わります。

次に、議案第50号企業立地用地造成工事請負契約の締結についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第50号についての質疑を終わります。

次に、議案第51号物品の取得についての質疑を行います。質疑ありませんか。1番齋藤議員。

●1番（齋藤光春君） お伺いいたします。一般入札で4月24日に入札をやられたということでしたが、この入札の大体の想定価格とか、もしありましたら教えていただきたいということが1点です。

それから、これは随意契約っていうことになっておりますけれども、例えばこの会社を選んだ選定理由っていいですか、そこら辺のところも教えてもらいたいと思います。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

想定した価格ということでございますけども、予算上は総額で2,300万円の予算を計上してございました。その内訳といたしましては、パソコンのノートパソコン単体といたしまして単価として6万7,000円の見積もり、また、デスクトップの方では5万2,000円、それからマイクロソフトのオフィスのライセンス関係が、アカデミック版とガバメント版、それぞれ1万7,000円と3万8,000円、それから一太郎のライセンスが1万円から1万2,000円、その他設定作業として見積もりまして、総額で2,300万円の予算計上をしておるといところでございます。

それから、業者でございますが、先ほど補足説明で申し上げさせていただきましたが、応札された中で一番安価な札を入れた業者さんと再度随意契約をしたという経緯でございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 1番齋藤議員、いいですか。

●1番（齋藤光春君） はい、分かりました。

●議長（佐藤元君） 5番齋藤議員。

●5番（齋藤聡君） まず一つお聞きしたいのが、この東光コンピュータ・サービス株式会社ですけれども、その前に一般入札が行われたということですが、実際その入札に参加された業者さんが何社あって、あとは、にかほ市内での業者さんが何社、もしいたのであれば、それをまずお聞きしたいんですが。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 今回応札いただきましたのが2社でございます。依頼したのが6社ございましたが、辞退等ございまして2社から応札がございました。このうち2社とも市内の業者ということになってございます。指名競争入札でやってございます。

●議長（佐藤元君） 5番齋藤議員、いいですか。齋藤議員。

●5番（齋藤聡君） 東光コンピュータ・サービスさんが、にかほ市内業者ということで今御説明ありましたが、こちらの会社の方がにかほ市内に事業所を立ち上げたのが今年の3月1日かと思うんですが、それ以前に東光サービスさんとの取引等、何かそういったことはあったんで、この会社が官公庁等のパソコン類の調達、もしくはシステム関連を多く扱ってる会社ということですが、今までにかほ市との何か契約等あったのか、お聞かせください。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 東光さんとの取引状況ということでございますけれども、教育委員会関係の方で以前から取引関係がございました。そういった実績がございます。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） あともう一つなんですが、こちらの機器に関して、先ほど市の方では大体ノートパソコンの方を6万7,000円で見積もっているということでしたけども、説明によるとノートパソコン大体1台4万円ちょっとくらいだったという話は聞いておりますが、こちらコアi3ということであると、パソコンの経過年数、例えば平成23年からという前回のウィンドウズ7ですけれども、こちらの方が7年使ってるわけですが、そうすると、このコアi3であると、今現在コアi7が主流になってますけれども、7年後というのを考えたときに、その7年後の通信とか、もしくはソフトの内容に

あって、機械の処理速度、そういったものを考えて購入に至ったのか、それとも価格と見合った形で、このCPUの価格が安価だったからということで購入されたのか、こちらの方お聞かせください。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） こちらの仕様をかためる段階で、まずは通常業務の中でどういった処理が必要なのかということをお勘案したところ、メインとなっているのがマイクロソフトのオフィスによる事務処理がメイン、あとはインターネット関係の通信関係ということでございまして、安価なものを求めれば例えばセレロンですとかいろんなCPUがあるわけで、もっともっと安価な見積もりは可能でございましたが、まずは通常業務が問題なく処理できるということでコアのi3というようなCPUを選定して仕様をかためたという状況でございます。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 伊東議員。4番。

●4番（伊東温子君） このパソコンなどを売却する、処分をするということですがけれども、今までもこういう処分が適当になされていたかということと、どの程度で売却されていたか。そして、今後この物品に関しては、どういうところに売却するという見込みがあるのか、お伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） まずこれまでの実績ですけれども、平成24年、平成26年、平成27年、平成30年、ここによりまして市役所で使っておりましたパソコンを売却したという実績がございます。その際には、しっかりしたデータの消去というものをこちらの方でも確認いたしまして、それぞれ年度によって売却価格も違うわけですが、専門の業者さんがございますので、そちらの方を今回も予定、業者さんを決めてるわけではございませんけれども、売却という方向で決めているところでございます。詳細につきましてはこれから検討いたしまして、業者等選定して、またその処分の仕方、これらも詳細に検討して決めていきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第51号についての質疑を終わります。

次に、議案第52号 財産の処分について（ガス事業に係る財産）の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第52号についての質疑を終わります。

次に、議案第53号財産の処分について（水道事業に係る財産）の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第53号についての質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第43号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第43号についての討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第43号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第44号にかほ市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第44号についての討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第44号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第45号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第45号についての討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第45号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第46号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第46号についての討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第46号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第47号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

か。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第47号についての討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第47号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第48号平成30年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第48号についての討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第48号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第49号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第9号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第49号についての討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第49号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第50号企業立地用地造成工事請負契約の締結についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第50号についての討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号物品の取得についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第51号についての討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第52号財産の処分について（ガス事業に係る財産）の討論を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第52号についての討論を終わります。
これから議案第52号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定
することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第53号財産の処分について（水道事業に係る財産）の討論を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第53号についての討論を終わります。
これから議案第53号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定
することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。
日程第15、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。
お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その
条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思
います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。
これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。令和元年第2回にかほ市議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時39分 閉 会
